

関係各位

茨城空港出張所の新設について

平素は税関行政に深いご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

横浜税関は、税関業務の適正な運営の確保等のため、令和2年7月1日から、茨城空港出張所を新設します。

同出張所における事務処理体制等は、下記のとおりとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

記

1. 茨城空港出張所の管轄区域

茨城県小美玉市のうち百里飛行場（茨城空港）

2. 茨城空港出張所の開庁時間等

平日8時30分から17時15分まで。

ただし、土日祝含め、入出港便に応じて職員を配置いたします。

なお、平日の職員不在時においては、鹿島税関支署へご連絡願います。

3. 業務関係

前記1.の管轄区域における輸出入通関関係手続や保税関係手続につきましては、茨城空港出張所に変更となります。

当該管轄区域に所在する保税地域は、茨城空港出張所の管轄に変更となりますが、茨城空港出張所の新設に伴う変更手続きの必要はありません。

4. 税関官署コード

茨城空港出張所あてにNACCSを用いて申告、届出等を行う場合の税関官署コードは「29」となります。

現在使用している保税地域コードに変更はありません。

(お問い合わせ先)

鹿島税関支署管理課	0299-92-2559
つくば出張所	029-852-0231
つくば出張所茨城空港事務所	0299-54-0471